

## 十五 特殊な団体の損益

改 正 後	改 正 前
<p><u>(任意組合等の組合事業から生ずる利益等の帰属)</u></p> <p><u>14 - 1 - 1 任意組合等において営まれる事業（以下 14-1-2 までにおいて「組合事業」という。）から生ずる利益金額又は損失金額については、各組合員に直接帰属することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 任意組合等とは、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合並びに外国におけるこれらに類するものをいう。以下 14-1-2 までにおいて同じ。</u></p> <p><u>(任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期)</u></p> <p><u>14 - 1 - 1 の 2 法人が組合員となっている組合事業に係る利益金額又は損失金額のうち分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額（以下 14-1-2 までにおいて「帰属損益額」という。）は、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であっても、当該法人の各事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を計算して当該法人の当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>ただし、当該組合事業に係る損益を毎年 1 回以上一定の時期において計算し、かつ、当該法人への個々の損益の帰属が当該損益発生後 1 年以内である場合には、帰属損益額は、当該組合事業の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了の日の属する当該法人の事業年度の益金の額又は損金の額に算入するものとする。</u></p> <p><u>(注)1 分配割合とは、組合契約により定める損益分配の割合又は民法第 674 条（組合員の損益分配の割合）、投資事業有限責任組合契約に関する法律第</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(任意組合から受ける利益等の帰属の時期)</u></p> <p><u>14 - 1 - 1 法人が組合員となっている組合の利益金額又は損失金額のうち組合契約又は民法第 674 条（損益分配の割合）の規定により利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額は、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であっても、当該組合の計算期間の終了の日の属する当該法人の事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、組合が毎年 1 回以上一定の時期において組合事業の損益を計算しない場合には、当該法人の各事業年度の期間に対応する組合事業の損益を計算して当該法人の当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p>

16条（民法の準用）及び有限責任事業組合契約に関する法律第33条（組合員の損益分配の割合）の規定による損益分配の割合をいう。以下14-1-2までにおいて同じ。

2 同業者の組織する団体で営業活動を行わないものは、この取扱いの適用はない。

**（任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算）**

14-1-2 法人が、帰属損益額を14-1-1及び14-1-1の2により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する場合には、次の(1)の方法により計算する。ただし、法人が次の(2)又は(3)の方法により継続して各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算しているときは、多額の減価償却費の前倒し計上などの課税上弊害がない限り、これを認める。

(1) 当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

(2) 当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(3) 当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合事業の取引等について、

(注) 同業者の組織する団体で営業活動を行わないものは、この取扱いの適用はない。

**（任意組合から分配を受ける利益等の額の計算）**

14-1-2 法人が、組合員となっている組合から分配を受けるべき利益の額又は負担すべき損失の額を14-1-1により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する場合において、次のいずれか一の方法により継続してその利益の額又は損失の額を計算しているときは、これを認める。

(1) 当該組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合の取引等について、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(2) 当該組合の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

この方法による場合には、各組合員は、当該組合の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(3) 当該組合の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

改 正 後

受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(注)1 分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なる場合は、当該分配割合は各組員の出資の状況、組合事業への寄与の状況などからみて経済的合理性を有するものでなければならないことに留意する。

2 (1)又は(2)の方法による場合における各組員間で取り決めた分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なるときの計算は、例えば、各組員の出資の価額を基礎とした割合を用いて得た利益の額又は損失の額（以下14-1-2において「出資割損益額」という。）に、各組員間で取り決めた分配割合に応じた利益の額又は損失の額と当該出資割損益額との差額に相当する金額を加算又は減算して調整する方法によるほか、合理的な計算方法によるものとする。

3 (1)又は(2)の方法による場合には、減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、組合事業を組員の事業所とは別個の事業所として選定することができる。

4 (1)又は(2)の方法による場合には、組員に係るものとして計算される収入金額、支出金額、資産、負債等の額は、課税上弊害がない限り、組員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができる。

5 (3)の方法による場合において、当該組合事業の支出金額のうちに寄附金又は交際費の額があるときは、当該組合事業を資本又は出資を有しない法人とみなして法第37条（寄附金の損金不算入）又は措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定を適用するものとしたときに計算される利益の額又は損失の額を基として各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額の計算を行うものとする。

改 正 前

(注)1 (1)の方法による場合において、当該組合の支出金額のうちに寄附金又は交際費の額があるときは、当該組合を資本又は出資を有しない法人とみなして法第37条（寄附金の損金不算入）又は措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）の規定を適用するものとしたときに計算される利益の額又は損失の額を基としてその分配又は負担させる金額の計算を行うものとする。

2 (2)又は(3)の方法による場合には、組員に係るものとして計算される収

(匿名組合契約に係る損益)

14 - 1 - 3 法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合における当該法人の当該事業年度の所得金額の計算に当たっては、匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入する。

入金額、支出金額、資産、負債等の額は、組合員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができる。

(匿名組合契約に係る損益)

14 - 1 - 3 法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、その利益の額又は損失の額から匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を控除した残額を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(注) 14-1-2の(注)1は、この取扱いを適用する場合について準用する。

十六 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<u>更生計画不認可の決定</u>.....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>更生手続廃止の決定</u>.....</p> <p>(注) <u>更生計画認可の決定後</u>.....<u>更生手続終結の決定</u>.....</p> <p><u>更生手続廃止の決定</u>.....</p>	<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>.....<u>更生計画の不認可の決定</u>.....</p> <p>(3) .....</p> <p>.....<u>更生手続の廃止の決定</u>.....</p> <p>(注) <u>更生計画の認可決定後</u>.....<u>更生手続の終結の決定</u>.....</p> <p>.....<u>更生手続の廃止の決定</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(財産の評価換えによる益金)</u></p> <p><u>14 - 3 - 2 会社更生法第 232 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第 148 条第 3 項若しくは第 321 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第 83 条《財産の価額の評定等》(更生特例法第 55 条又は第 221 条《財産の価額の評定等》)の規定において準用する場合を含む。)の規定により更生手続開始の時及び更生計画認可の時において作成される貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。)をいうのであるから留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(債務の消滅による益金)</u></p> <p><u>14 - 3 - 3 会社更生法第 232 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第 148 条第 3 項若しくは第 321 条第 3 項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれる。ただし、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(更生会社等が受ける私財提供)</u></p> <p><u>14 - 3 - 4 更生会社等がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、会社更生法第 232 条第 3 項《債務</u></p>

(廃止)

免除益等の課税の特例)又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。

(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)

14-3-5 会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号に規定する欠損金額(同法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額(同法第81条の9第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した金額(以下14-3-6において「会社等更生欠損金額」という。)による。

更生特例法第148条第3項又は第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定による更生協同組織金融機関又は更生会社に係るものについても、同様とする。

(1) 更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額

(2) 更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表七の「欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に欠損金又は災害による損失金の翌期繰越額の合計額として記載されるべき金額

(廃止)

(更生手続開始前の会社等更生欠損金額の損金算入)

14-3-6 更生会社等につき会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税

改 正 後	改 正 前
<p>（更生会社等が新法人の設立に際して営業権を計上した場合の処理）</p> <p><u>14 - 3 - 2</u> .....</p> <p>（新法人が負担した租税公課）</p> <p><u>14 - 3 - 3</u> .....</p> <p>（解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）</p> <p><u>14 - 3 - 4</u> .....</p> <p>（解散した法人の貸倒引当金等の新法人への引継ぎ）</p> <p><u>14 - 3 - 5</u> .....</p> <p>（債権の弁済に代えて取得した新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額）</p> <p><u>14 - 3 - 6</u> 更生会社等に対して債権を有する法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株（新法人の株式を含む。）若しくは新株予約権の取得又は出資若しくは基金の抛（新法人の出資又は基金の抛を含む。）の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株若しくは</p>	<p><u>の特例 又は更生特例法第 148 条第 3 項若しくは第 321 条第 3 項 債務免除益等の課税の特例 の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下 14 - 3 - 6 において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された会社等更生欠損金額があるときは、当該会社等更生欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。</u></p> <p>（更生会社等が新法人の設立に際して営業権を計上した場合の処理）</p> <p><u>14 - 3 - 7</u> .....</p> <p>（新法人が負担した租税公課）</p> <p><u>14 - 3 - 8</u> .....</p> <p>（解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）</p> <p><u>14 - 3 - 9</u> .....</p> <p>（解散した法人の貸倒引当金等の新法人への引継ぎ）</p> <p><u>14 - 3 - 10</u> .....</p> <p>（債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額）</p> <p><u>14 - 3 - 11</u> 更生会社等に対して債権を有する法人（以下この款において「債権法人」という。）が、更生計画の定めるところにより、新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株（新法人の株式を含む。）の取得又は出資若しくは基金の抛（新法人の出資又は基金の抛を含む。）の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資若しくは基金の取得</p>

新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。

(非更生債権等の処理)

14 - 3 - 7 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生計画に係る更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画認可の決定のあった日において貸倒れとすることができる。

更生計画の定めるところにより交付を受けた新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。

価額とする。

(非更生債権等の処理)

14 - 3 - 12 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画の認可決定のあった日において貸倒れとすることができる。

更生計画の定めるところにより交付を受けた新株引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。

十七 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(通信業の範囲)</p> <p>15 - 1 - 24 ..... .....<u>電報の集配業務、郵便物又は信書便物の集配業務</u>.....</p>	<p>(通信業の範囲)</p> <p>15 - 1 - 24 ..... .....<u>電報又は郵便物の集配業務</u>.....</p>

十八 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15 - 2 - 4 .....<u>規則第 22 条の 3 各号</u>..... (注) .....<u>規則第 22 条の 3 各号</u>.....</p>	<p>(公益法人等のみなし寄附金)</p> <p>15 - 2 - 4 .....<u>規則第 22 条の 2 各号</u>..... (注) .....<u>規則第 22 条の 2 各号</u>.....</p>

十九 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外所得金額の計算における<u>欠損金の繰越控除等の不適用</u>)</p> <p>16-3-10 国外所得金額は、法第 57 条及び第 58 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等）並びに措置法第 67 条の 12 及び第 67 条の 13（<u>組合事業に係る損失がある場合の課税の特例</u>）の規定を適用しないで計算したところの金額による。</p> <p>(<u>評価損益等の配賦</u>)</p> <p>16-3-17 次に掲げる金額は、国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) <u>国外事業所等に属する資産について法第 25 条第 2 項（資産の評価換えによる評価益の益金算入）の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた益金の額又は同条第 3 項（資産評定による評価益の益金算入）の規定の適用を受けた評価益の額及び国外事業所等に属する資産について法第 33 条第 2 項（資産の評価換えによる評価損の損金算入）の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額（補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。）又は同条第 3 項（資産評定による評価損の損金算入）の規定の適用を受けた評価損の額</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 .....</p>	<p>(国外所得金額の計算における<u>欠損金の繰越控除の不適用</u>)</p> <p>16-3-10 国外所得金額は、法第 57 条又は第 58 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等）の規定を適用しないで計算したところの金額による。</p> <p>(<u>評価損等の配賦</u>)</p> <p>16-3-17 次に掲げる金額は、国外所得金額の計算上損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国外事業所等に属する資産について法第 33 条第 2 項（<u>資産の評価損の損金算入</u>）の規定に基づき評価換えをしたことにより生じた損失の額（補修用部品在庫調整勘定への繰入額を含む。）</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)</p> <p>16-3-24 .....</p>

(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)

16 - 3 - 32 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、法第 25 条第 2 項《資産の評価換えによる評価益の益金算入》又は同条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定による評価益の益金算入額、法第 48 条《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入》の規定による特別勘定の益金算入額及び措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項《特定資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による買換資産を事業の用に供しない場合の益金算入額等の内部取引に関する益金算入額は、規則第 29 条第 1 項又は第 2 項《総収入金額の合計額に相当する金額の計算》に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。

(資産の売却に係る収入金額)

16 - 3 - 33 .....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

(注)1 .....

2 .....

(内部取引による益金の額の収入金額からの除外)

16 - 3 - 32 所得率を計算する場合において、引当金勘定又は準備金勘定の取崩しによる益金算入額、法第 48 条《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入》の規定による特別勘定の益金算入額、措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項《特定資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による買換資産を事業の用に供しない場合の益金算入額等の内部取引に関する益金算入額並びに会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え及び令第 24 条各号《資産の評価益の計上ができる評価換え》に掲げる資産の評価換えによる益金の額は、規則第 29 条第 1 項又は第 2 項《総収入金額の合計額に相当する金額の計算》に定めるものを除き、総収入金額に算入しない。

(資産の売却に係る収入金額)

16 - 3 - 33 .....

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....

(6) 措置法第 66 条第 1 項《共同で現物出資をした場合の課税の特例》に規定する特定共同出資により取得した株式（出資を含む。）のうち、現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時点における価額の合計額

(注)1 .....

2 .....

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p>16 - 3 - 58 <u>規則第 29 条の 3 第 10 号及び第 12 号</u>……………</p>	<p>(外国法人税を課されたことを証する書類)</p> <p>16 - 3 - 58 <u>規則第 29 条の 3 第 8 号及び第 10 号</u>……………</p>

## 二十 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18 - 1 - 5 ……………<u>令第 156 条の 17 第 10 号</u>……………</p>	<p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18 - 1 - 5 ……………<u>令第 156 条の 17 第 9 号</u>……………</p>

## 二十一 課税標準

改 正 後	改 正 前
<p>(その他これに準ずる関係のある者の範囲)</p> <p>20 - 2 - 10 2 - 3 - 20 《その他これに準ずる関係のある者の範囲》は、<u>令第 187 条第 4 項第 2 号及び第 11 項第 2 号</u>《<u>殊関係株主等の範囲</u>》に規定する「その他これに準ずる関係のある者」の範囲について準用する。</p> <p><u>同条第 12 項第 2 号</u>《<u>特殊関係受益権者の範囲</u>》に規定する「その他これに準ずる関係のある者」についても、同様とする。</p> <p>(特殊関係株主等が譲渡した発行済株式の総数に占める割合の判定時期)</p> <p>20 - 2 - 11 <u>令第 187 条第 6 項第 2 号</u>《<u>事業譲渡に類似する株式等の譲渡</u>》に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の総数が同号の内国法人の発行済株式の総数の 5% 以上になるかどうかは、<u>同号に規定する譲渡事業年度</u>の中途において当該内国法人が行った増資等により当該発行済株式の総数に異動があった場</p>	<p>(その他これに準ずる関係のある者の範囲)</p> <p>20 - 2 - 10 2 - 3 - 20 《その他これに準ずる関係のある者の範囲》は、<u>令第 187 条第 4 項</u>《<u>特殊関係株主等の範囲</u>》に規定する「その他これに準ずる関係のある者」の範囲について準用する。</p> <p>(増資等があった場合における株式の譲渡割合の判定)</p> <p>20 - 2 - 11 <u>令第 187 条第 5 項</u>《<u>事業譲渡に類似する株券等の譲渡</u>》に規定する譲渡事業年度の中途において増資等により株式の発行法人の発行済株式の総数に異動があった場合には、<u>同項第 2 号</u>に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の総数が当該発行済株式の総数の 5% 以上になるかどうかは、<u>当該株式の譲</u></p>

合においても、当該譲渡事業年度において最初に当該株式を譲渡した直前の当該発行済株式の総数に基づいて計算することに留意する。

(外国法人に対する法人税及び源泉所得税の課税関係)

20 - 2 - 12 外国法人に対する法人税及び源泉徴収に係る所得税の課税関係の概要は、次のとおりである。

国内源泉所得の種類	外国法人の区分			所 源 税 徴 収
	国内に支店等を有する外国法人(法141一)	国内において長期建設作業等を行う外国法人又は国内に代理人等を置く外国法人(法141二、三)	左のいずれにも該当しない外国法人(法141四)	
事業の所得	法138一			無 注
資産の運用又は保有による所得	法138一			
資産の譲渡による所得	法138一		不動産の譲渡による所得及び令187①一～五に掲げる所得	
その他の国内源泉所得(令178に掲げるもの)	法138一			
人的役務提供事業の所得	法138二			有
不動産等の貸付けによる所得	法138三			
債券、預貯金等の利子等の所得	法138四	国内において行う事業に帰せられる所得	源泉所得税(分離課税)	
配当等の所得	法138五			
貸付金利子等の所得	法138六			
使用料等の所得	法138七			
広告宣伝の賞金の所得	法138八			
生命保険契約に基づく年金等の所得	法138九			
定期積金又は相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻条件付売買に基づく利益、外貨建預貯金の為替差益及び一時払養老保険等に基づく差益	法138十			
匿名組合契約等に基づく利益分配の所得	法138十一			

渡をした都度その譲渡をした時(その譲渡をした時が増資に係る新株の割当ての基準となった日以後当該増資に係る新株の発行前であるときは、当該新株の発行の直後)における当該発行法人の発行済株式の総数のうちに占めるその譲渡をした株式の数の割合を算出し、その算出した割合の合計により判定する。

(外国法人に対する法人税及び源泉所得税の課税関係)

20 - 2 - 12 外国法人に対する法人税及び源泉徴収に係る所得税の課税関係の概要は、次のとおりである。

国内源泉所得の種類	外国法人の区分			所 源 税 徴 収
	国内に支店等を有する外国法人(法141一)	国内において長期建設作業等を行う外国法人又は国内に代理人等を置く外国法人(法141二、三)	左のいずれにも該当しない外国法人(法141四)	
事業の所得	法138一			無 注
資産の運用又は保有による所得	法138一			
資産の譲渡による所得	法138一		不動産の譲渡による所得及び令187①一～四に掲げる所得	
その他の国内源泉所得(令178に掲げるもの)	法138一			
人的役務提供事業の所得	法138二			有
不動産等の貸付けによる所得	法138三			
債券、預貯金等の利子等の所得	法138四	国内において行う事業に帰せられる所得	源泉所得税(分離課税)	
配当等の所得	法138五			
貸付金利子等の所得	法138六			
使用料等の所得	法138七			
広告宣伝の賞金の所得	法138八			
生命保険契約に基づく年金等の所得	法138九			
定期積金又は相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻条件付売買に基づく利益、外貨建預貯金の為替差益及び一時払養老保険等に基づく差益	法138十			
匿名組合契約等に基づく利益分配の所得	法138十一			

改 正 後	改 正 前
(注)1 <input type="checkbox"/> の部分 <sup>1</sup> が法人税の課税範囲である。 2 事業の所得のうち組合事業から生ずる利益の配分については、所得税の源泉徴収が行われる。 3 資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（ <u>所得税法施行令第281条の3</u> に規定するものを除く。）については、所得税の源泉徴収が行われる。	(注)1 <input type="checkbox"/> の部分 <sup>1</sup> が法人税の課税範囲である。 2 資産の譲渡による所得のうち、国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（ <u>所得税法施行令第281条の2</u> に規定するものを除く。）については、所得税の源泉徴収が行われる。

## 二十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>（経過的取扱い...改正通達の適用時期）</u> この法令解釈通達による改正後の3-1-1及び3-2-5の取扱いは、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。	(新 設)